春の全国交通安全運動
ただ今実施中！

宇治市政だより

4/11
昭和61年
（1986年）
第734号

発行　京都府宇治市
編集　広報課
〒611 京都府宇治市
宇治琵琶33番地
電話（0774）22－3141
●毎月1日・11日・21日発行

広げよう連帯の輪

公民館サークルが会員を募集

市内4公民館（中央・宇治・木幡・小倉）の活動サークルが、新しい会員を募集。学習と、仲間と交流する楽しさ—その魅力で、公民館サークルの活動の輪は、年々大きく広がって来ています。現在のサークル数は約80。あなたも、より充実した豊かな生活を送るために、ぜひ公民館サークルにご参加ください。

▲仲間同士で会話を弾ませながらの土ひねり（中央公民館の楽陶会）

文化・スポーツなど75サークルで

公民館サークル活動に、あなたも参加を！

現在、中央、宇治、木幡、小倉の各公民館サークルは約八十。文学や歴史などの学習サークル、版画や絵画などの文化サークル、古武道や空手道などのスポーツサークルなど、それぞれの活動を通して地域の自主的に結成されたものばかりです。

運営も全て会員の手で行われ、例会や発表会などが取り組まれています。そして、そ

文化水準が高められ、更に同じ目的を持って活動する連帯感と、仲間同士で心を通じて話し合えることが大きな魅力となり、新しい仲間や人間関係の輪が年々広がっています。

あなたも、より豊かな生活を送るために、気軽にサークル活動にご参加ください。

四公民館の各サークル（左右の表）では、新しい仲間を募集。興味のある人、ぜひやってみようと参加してみようと思う人は、希望サークルの連絡先へ、各公民館へお気軽にお問い合わせください。

公民館の電話番号

中央公民館……☎⑳1411
宇治公民館……☎㉑2804
木幡公民館……☎㉜8290
小倉公民館……☎㉒4687

公民館活動サークルの会員募集案内

	サークル名	例会日	活動内容	連絡先
木幡公民館	グループけやき	第1・3木曜日 午前9時半～11時半	一枚の板から生活雑器を制作。	伊藤 順子 41－7182
	俳画サークル	第2・4木曜日 午後1時～4時	俳画技術の向上を図ります。	玉井 武男 31－5696
	アートフラワーサークル	第1・3月曜日 午後1時～3時半	活動を通じて会員相互の親睦を図ります。	井上 貞子 32－3547
	宇治古武道錬成会	毎週水曜日 午後6時～8時	日本古武道の修練を通じて、護身技法の修得と健全な身心を育成。	直接会場へ
	陶芸サークル彩炎	第1・2・4土曜日 午後2時～4時	作陶技術の向上と、陶芸に関する知識を深めます。	三原 正二 32－3757
	水彩画サークル彩	第2・4木曜日 午後1時半～3時半	技術の向上と会員相互の親睦を図ります。	岡本 宏子 32－2851
	サークルクリーン	第3月曜日 午前10時～正午	婦人が常に身近な問題に目を向けながら、身心共に豊かで潤かな暮らしを築くために学習。	梶原恵美子 31－5291
	お茶の文化を学ぶ会	第1水曜日 午後1時～4時	茶の文化と歴史を学び、見学会なども行います。	北山 敏子 32－6711
	詩吟朝霧会	第1・3金曜日 午後1時半～4時半	詩吟を通じて会員相互の親睦を図ります。	磧貝 茂子 23－3190
	謡曲サークル竹謡会	第2・4木曜日 午後1時～5時	謡曲を通じて、会員相互の親睦を図ります。	塚原 亀蔵 23－2272
	たんぽぽサークル	第1・3金曜日 午前10時～正午	家庭に閉じ込りがちな女性が手すてという共通の課題を通して相互に学びます。	辰巳真由美 32－9628
	手染めサークル染りゅう	第1・3金曜日 午後2時～4時	家庭で出来る手染めを通して生活にうるおいと手染めの技術向上を図ります。	小畑智恵子 23－9638
	あじさいコーラス	第1・2・4金曜日 午後1時半～3時半	あなたも一緒に、コーラスを楽しみましょう。	田中 昌江 32－0686
	太極拳木幡教室	毎週木曜日 午後6時半～8時	太極拳の普及と技術伝達。	神谷 昭三 43－0198
	木幡青少年空手道同好会	毎週金曜日 午後6時～9時	空手道を通じて青少年の健全育成と会員相互の親睦を図ります。	西田 嘉晃 32－3394
	ちぎり絵サークルさわやか	第2月曜日 午後2時～4時	婦人の余暇を利用してちぎり絵を創作する喜びを味わうと共に生活にうるおいをもたらします。	加藤小夜子 32－1245
	四季彩	第1・2・3月曜日 午前9時～正午	油絵技術の修得により、芸術を愛し、豊かな人間形成を図ります。	中村 正雄 43－5400
小倉公民館	わかめの会（食生活と健康を考える会）	第1・3木曜日 午前10時～正午	食品添加物、栄養について学習。	中村 澄江 23－2347
	宇治市史を学ぶ会	第2・4土曜日 午後2時～4時	「宇治市史」を教本に歴史の勉強。	古武 洋二 32－4216
	つまみ絵サークル	第2・4金曜日 午前10時～正午	技術の修得と会員相互の親睦。	木村 元子 43－9167
	民話サークル	第3金曜日 午前10時～午後3時	埋もれている民話を掘り起こし再創造。	田伏 八郎 41－6584
	小菊盆栽サークル	第1木曜日 午前10時～正午	盆栽づくりで情操を高め、会員相互の親睦を図ります。	川崎清太郎 43－0823
	古典文学サークル	第4金曜日 午前10時～正午	古典文学の学習を通じ、会員相互の親睦を図ります。	鍛沢 照子 21－3738
	こすもす学級（子育てサークル）	第2・4木曜日 午前10時～正午	家庭で味わえない人間関係をサークルで形成。	松田レイ子 23－9246
	秀（油画・絵）会	第2・4火曜日 午後7時～9時	油絵技術の向上、会員相互および地域社会との交流を図ります。	井口 茂 23－1849
	育雨会（水墨画）	第2・4火曜日 午前10時～正午	技術の向上と会員相互の親睦を図ります。	村上 光子 22－2027
	水晶会	第2・4木曜日 午後1時～3時	水彩画を通して会員相互の親睦を図ります。	近内 節子 22－1740
	サークルまめぼっくり	第1木曜日 午前10時～正午	子どもたちに絵本の読み聞かせや人形劇を披露。	脇坂由美子 23－5122
	子育て広場ドーナツ	第1・3火曜日 午前10時～正午	親と子、親と親、子どもと子どもの触れ合いサークル。	小山 道子 21－3047
	歴史サークル	第2火曜日 午前10時～午後4時	日本史を学習。隔地学習も行います。	谷口美代子 22－0349
	中学生を考える学習会	第2火曜日 午後1時～4時	中学生を巡る諸問題について、学び合い望ましい姿のあり方を探る。	末崎昌子 22－4729
	「つまみぐい」学級（子育てサークル）	第2・4木曜日 午前10時～正午	子育てを通じて、母として、女性として、人間としての生き方を考えます。	児玉 清美 23－7882
	小倉園芸サークル	第3火曜日 午前10時～正午	園芸技術の修得と、会員相互の親睦を図ります。	無村つる子 22－4732
	サークルどんぐり	第1・3木曜日 午前10時～正午	子育て期中の母親の生き方について学習。	菅原美知子 22－8084
	サークルラディッシュ	第1・3月曜日 午前10時～正午	人形劇づくりを通じて子どもたちに夢と希望を与えます。	岡 啓子 23－9265
	お茶を楽しむ会	第2・4土曜日 午前10時～正午	お茶席での作法や、おいしいお茶の入れ方を学習。	池本 起志 21－2368
	彩美会	第1・3木曜日 午前10時～正午	油絵を通して会員相互の交流と親睦を図ります。	小川 京子 43－0601
	小倉ジャズダンス体操	第1・3木曜日 午後7時半～9時半	リズム体操、ジャズダンス、3B体操を指導し、健康を保持します。	松本 敏子 22－3481
	親子園芸サークル	第2・4日曜日 午前8時半～10時	農作物の栽培を通じて、親子のきずなを深めます。	牧 友之 23－4681
	なでしこ会	第2・4木曜日 午前10時～正午	日常生活での礼儀作法を学習。	小泉みどり 23－1940

公民館活動サークルの会員募集案内

	サークル名	例会日	活動内容	連絡先
中央公民館	陶芸サークル「楽陶会」	第1・3土曜日 午前10時半～正午	陶芸技術の学習。	長谷川輝正 32－4430
	陶芸サークル「秋陶会」	第2・4木曜日 午後1時半～4時	陶芸技術の学習。	永田 沁 21－4472
	木彫サークル「きつつき」	第2・4火曜日 午後1時半～4時	木彫技術の学習。	伊藤 順子 41－7182
	日曜大工サークル	第1・3木曜日 午前10時～正午	大工仕事の基本から学習。	工藤 隆子 23－9381
	宇治映画同好会	第2日曜日 午後1時～5時	上映会の開催やビデオを制作。	林 正剛 23－3253
宇治公民館	宇治朝霧コーラス	毎週火曜日 午前10～正午	合唱祭、サークル発表会などで発表。婦人のコーラスグループ。	岡田倶已代 23－6671
	日本画サークル	第1・3金曜日 午前9時半～正午	風景画、静物画を中心に制作。	白山 薫 43－3034
	拓本サークル	第2火曜日 午後7時～9時	碑文などを採拓。	岡田 実 32－2945
	木曜会（油絵）	第1・2・4木曜日 午後1時～3時半	婦人を中心とした油絵サークル。	大和ミツヨ 43－5469
	短歌サークル	第3木曜日 午後6時～10時	17文字に託して心の世界を表現。	光家 博 32－4204
	自主婦人講座「つばさ」	第1木曜日 午前10時～正午	女性の生き方、婦人問題を学習。	黒石 芳子 23－0149
	児童文学サークル	第2金曜日 午前9時半～正午	子どもたちと一緒に本を読む触れ合いサークル。	脇坂由美子 23－5122
	公害問題学習会	第1月曜日 午前10時～正午	木間題を中心に学習。	奥田 澄子 43－0957
	源氏の集い	第2・4金曜日 午後1時～3時半	「源氏物語」を元に、冊子製作など自主学習。	越村 春枝 21－4072
	はまちどり研究会	第2・4火曜日 午後7時～9時	古文読解の学習サークル。	荒木 保治 32－7641
	絵画サークル	第1・3金曜日 午後7時～9時半	油絵が中心。市民絵画展などに出品。	加納 誠三 41－7715
	民謡サークル「めばえ会」	第2・4金曜日 午後1時～9時	日本の心、民謡に親しむサークル。	大江 三雄 22－9590
	水墨画サークル「若竹」	第1・3水曜日 午前10時～正午	水墨画の制作と会員相互の親睦。	松村 幸子 23－4072
	宇治園芸サークル	第2木曜日 午前10時～正午	季節の花々を育てます。	泉 信子 43－0266
	若葉つまみ絵サークル	第1・3火曜日 午前10時～正午	簡単な材料で花立てなどを制作。	新井 千昭 43－0632
	ひよこサークル	第2・4月曜日 午前10時～正午	子育てについて勉強。	北村よし子 22－2616
	文学サークル	第4金曜日 午後1時～4時	課題本を読み、感想を語り合います。	三谷 敏子 32－1019
	健康サークル	毎週火曜日 午後2時～3時半	日常の健康保持。現在、ヨーガを中心に実技学習。	久木崎ツナ 23－3779
	版画サークル	第1・3木曜日 午後7時～9時	四季折々の様子を版木に託し、老いも若きも楽しく製作。	若林千恵子 21－3389
	人形劇サークル「ともころう」	毎週水曜日 午前10時～正午	人形の制作から劇の創作まで、すべてを手作り。	西井真佐子 23－3158
	源氏物語をよむ会	第1・3金曜日 午後1時～3時半	源氏物語の解読や風土探訪。	伊佐 房子 32－8182
	「やまぶき」サークル	第2・4月曜日 午前10時～正午	大型紙芝居を制作。	山村久美子 23－8120
	和紙豆人形サークル	第2・4月曜日 午後7時～9時	大豆と和紙を材料に人形を制作。	福本 明子 22－5514
	アートフラワーサークル	第2・4金曜日 午後1時半～3時半	造花技術を楽しく修得。	藤森 絹子 24－1430
	婦人セミナー	第3金曜日 午前9時半～11時半	世界の四大宗教について学習	中井かずえ 22－4453
	女性史を学ぶ会	第3土曜日 午前9時半～10時半	「宇治市史」を教本に、女性史を探ります。	岡本カヨ子 43－5536
	体操サークル「チャームズ」	毎週土曜日 午前9時半～10時半	リズム体操からアスレチックまで、幅広く行います。	小林 陽子 22－7657
	スイートジャズオーケストラ	第2・4日曜日 午後1時～5時または午後6時～10時	ジャズを中心とした演奏活動を行います。	久保見浩明 22－2086
	歴史を学ぶ会	第3火曜日 午後7時～9時	民衆を中心とした歴史を学習。	網谷 睦夫 21－3705
	太極拳サークル「パンダ」	毎週火曜日 午後7時～9時半	太極拳の普及と技術伝達。	松浦 武道 22－5495

▲開票風景（宇治中体育館）

新知事に荒巻氏

荒巻禎一さん

京都府知事選挙は、さる四月六日に行われ、知事に荒巻禎一さんが選ばれました。

荒巻知事の任期は四月十六日から四年間です。府民の信頼に応えて、府民のための府政を進めていくことが期待されています。

四月六日の投票日、宇治市内では午前七時から市内四十五カ所の投票所で開始。投票率は五〇・一八㌫（府全体四七・五三㌫）となりました。

選挙の結果

（）は宇治市得票数

当選　荒巻禎一＝無所属
五二七、六七六票
（三二、六八三票）

次点　吉田陸行＝無所属
三六六、九三三票
（二二、七九三票）

なお、知事選挙における宇治市の投票状況は次のとおりです。

▽当日の有権者数
男　五三、三八五人
女　五六、〇七〇人
計　一〇九、四五五人

▽投票者数
男　二七、二七八
女　二七、八〇六
計　五四、九三三

▽投票率
男　五〇・八〇㌫
女　四九・五九㌫
計　五〇・一八㌫

市民スポーツ教室・ひろばへ

▶府民トリムの集い（綱引き大会）

・63年京都国体
みんなの力で成功させよう

いまスポーツを暮らしの中に

この程、昭和六十一年度の市民スポーツ教室・ひろばの日程が決まりました。教室では新たに高齢者スポーツ教室を、ひろばは種目を増やして「ミニ・スポーツまつり」の内容としました。いずれも市民の体育・スポーツの振興を図り、健康や体力増進のために行います。あなたも自分に適したスポーツを暮らしの中に取り入れてみませんか。多くの市民の参加で二年後に控えた京都国体への気運も盛り上げましょう。なお、都合により変更する場合もあります。申し込みなど詳しくは、開催日が近付けば「市政だより」でお知らせします。

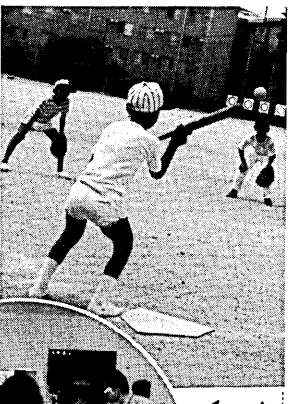

▲小学生ソフトボール教室

◀卓球教室

昭和61年度 市民スポーツ教室予定表　（費用は無料・申し込み制）

教室	対象	日程	曜日	時間	会場名	定員
バドミントン	一般	5/6、10、13、17、20、24、27、31	火・土	午後7時半～9時半	西小倉中学校	30人
		11/4、7、11、14、18、21、25、28	火・金	午後7時半～9時半	北宇治中学校	30人
軟式テニス	高校生以上	5/10、11、17、18、24、31、6/7、8	土・日	午後3時～5時	黄檗公園	40人
		7/19、20、26、27、8/2、3、9、10		午後5時～7時	東山公園	40人
硬式テニス	高校生以上	5/10、11、17、18、24、31 6/7、8	土・日	午後3時～5時	黄檗公園	40人
		7/19、20、26、27、8/2、3、9、10		午後5時～7時	東山公園	40人
婦人ソフトボール	婦人	5/10、11、17、18、24、31、6/7、8	土	午後2時～4時	南部小学校	30人
			日	午前10時～正午		
小学生ソフトボール	小学生	6/28、29 7/5、6 12、13、19、20	土	午後2時～4時	大久保小学校	30人
			日	午前10時～正午		
小学生卓球	小学生	5/17、24、31 6/7 14、21、28 7/5	土	午後4時～6時	莵道第二小学校	30人
卓球	中学生以上	10/1、4、8、11、15、18、22、25	水・土	午後7時～9時	西小倉中学校	30人
高齢者スポーツ	高齢者	5/18(西小倉小学校)、6/15(大久保小学校)、6/22(木幡小学校)、6/29(神明小学校)。時間はいずれも午前9時～11時				30人
婦人軽スポーツ	婦人	6/3、5、10、12、17、19、24、26	火・木	午後7時半～9時半	神明小学校	30人
		9/2、5、9、12、16、19、23、26	火・金	午後7時半～9時半	西小倉小学校	30人
小学生バレーボール	小学生	6/7、8、14、15、21、22、28、29	土・日	午後5時～7時	北槇島小学校	30人
婦人バレーボール	婦人	7/14、17、21、24、28、31 8/4、7	月・木	午後7時半～9時半	東宇治中学校	30人
母と子の水泳	小学生・母	7/11、12、14、15、16、17、18、19		午後5時半～7時半	西宇治公園プール	30組
一般水泳	一般	7/23、24、25、26、28、29、30		午後6時～8時	西宇治公園プール	50人

昭和61年度 市民スポーツひろば予定表　（費用は無料・参加は自由）

地域	木幡	東宇治	宇治	西宇治	西小倉	南宇治・広野	北宇治・槇島
日程	4月27日(日)	7月6日(日)	6月15日(日)	9月28日(日)	9月21日(日)	7月27日(日)	9月14日(日)
時間	午後1時～4時	午後1時～4時	午前9時～正午	午前10時～午後0時半	午前10時～正午	午前9時～正午	午前10時～正午
会場	木幡中学校	宇治小学校	宇治中学校	西宇治中学校	南小倉小学校	南宇治中学校	北槇島小学校
種目	体育館 グラウンド テニスコート	体育館 グラウンド	体育館 グラウンド	体育館 グラウンド テニスコート	体育館 グラウンド	体育館 グラウンド	体育館 グラウンド
	テニス グラウンドゴルフ ゲートボール バドミントン 卓球	グラウンドゴルフ ゲートボール 輪投げ インディアカ バドミントン 卓球	ゲートボール ソフトボール バレーボール	サッカー 軟式テニス バドミントン	ソフトボール バドミントン インディアカ	ソフトボール ゲートボール インディアカ バドミントン 卓球	竹馬遊び 輪投げ 卓球 バドミントン グラウンドゴルフ

各種スポーツ大会の日程

5／11(日)	第23回市民オリエンテーリング大会
6／1(日)	第10回障害者スポーツ大会
9／7(日)	第20回市民総合体育大会総合開会式
10／10(祝)	第5回市民スポーツまつり
19(日)	第6回高齢者ゲートボール大会
11／2(日)	はばたく京都のスポーツ推進大会(ジョギング・駅伝大会)
16(日)	第14回家庭婦人バレーボール大会
23(日)	
24(休)	第24回市民オリエンテーリング大会
30(日)	第2回市民綱引き大会
62年 2／22(日)	第4回宇治川マラソン大会

新年金制度スタート

加入手続きをお忘れなく

これからの 国民年金⑤

●問い合わせ
市役所国民年金係
（☎㉒3141）

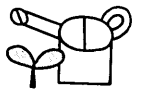

いよいよ四月一日から新国民年金制度がスタートしました。新制度では、一部の人（任意加入対象者）を除いて、日本国内に居住する二十歳以上六十歳未満の全員が国民年金に必ず加入することとなっています。

新国民年金の加入者の種別

表1の様に国民年金に加入する人の種別が三つに分かれ、保険料の納め方も異なっています。

▼第1号被保険者

日本国内に住所のある、自営業などの人とその家族の人で二十歳以上六十歳未満の人は、任意加入対象者や第2号、第3号被保険者とならないと、全て強制加入の資格で第1号被保険者となります。

このため、旧制度では任意加入の資格であった人が、新制度では強制加入の第1号被保険者となる場合がありますので注意ください。次の様な例が考えられます。

▽厚生年金、共済年金などの（船員）保険加入期間、共済組合員期間

▽前記②がある人については、昭和三十六年三月以前の期間も資格期間となることがあります。

▽国民年金に任意加入出来るが、加入しなかった期間（サラリーマン・公務員の妻、学生、昭和36年4月以降の海外在住期間、昭和36年4月以降の脱退手当金対象期間で、20歳以上60歳未満の期間）

▽国民年金保険料免除期間

▽同じく他の公的年金制度から障害年金を受給している人で、第3号被保険者とならない六十歳未満の人（保険料は免除）

▽同じく他の公的年金制度から老齢（退職）年金を受けている人の配偶者（妻または夫）で六十歳未満の人。

▽厚生年金加入者、共済組合員の配偶者（妻または夫）であるが、所得などの関係で被扶養配偶者（扶養家族に認定されている妻または夫）となっていない、六十歳未満の人

▽厚生年金、共済年金などの他の年金制度で受給資格期間を満たしているが、支給開始年齢に達していない人と、その配偶者（妻または夫）で六十歳未満の人

他の公的年金制度から遺族年金を受給している六十歳未満の人

表1　新国民年金の加入者の種別

第1号被保険者		第2号被保険者(強制)	第3号被保険者(強制)
強制	任意加入対象者		
日本国内に住所のある農業・商業などと自営業の人とその家族などで、20歳以上60歳未満の人	○学生・海外在住日本人 ○老齢（退職）年金を受けている人 ○60歳～65歳未満で加入を希望する人	厚生年金の加入者・共済組合員 （厚生年金・共済組合と国民年金の両制度に二重加入することになります。）	厚生年金加入者・共済組合員の被扶養配偶者となっている20歳以上60歳未満の人

▼第2号被保険者

厚生年金加入者、共済組合員は、新制度では国民年金に第2号被保険者として加入。

このため、厚生年金・共済組合と国民年金の両制度に二重加入することとなりますが、国民年金への加入手続きは不要です。また、国民年金の保険料は自分自身で納める必要はありません。年金に必要な費用は、厚生年金保険・共済組合から、国民年金にまとめて納められるためです。

▼第3号被保険者

厚生年金加入者、共済組合員の被扶養配偶者（扶養家族に認定されている妻または夫）となっている二十歳以上六十歳未満の人です。

国民年金の保険料は、第2号被保険者と同じく、厚生年金保険・共済組合から国民年金にまとめて納められるため、自分自身で納める必要はありません。しかし、第3号被保険者になるためには、市役所へ必ず届け出をする必要があります。

※任意加入対象者

次にあげる人は、希望によって国民年金に第1号被保険者として任意加入が出来ます。

▽日本国内に住所のある二十歳以上六十歳未満の、学生と他の公的年金から老齢（退職）年金を受けている人

▽日本国内に住所のある六十歳以上六十五歳未満の人

▽日本国民で外国に住所のある二十歳以上六十五歳未満の人

▼第2号被保険者

厚生年金加入者、共済組合員は、新制度では国民年金に第2号被保険者として加入。

このため、厚生年金・共済組合と国民年金の両制度に二重加入することとなりますが、

▼第1号被保険者

「改正」前から国民年金に強制加入の資格で入っている人は、届け出は必要ありません。旧制度で任意加入していた人で第3号被保険者とならない人は、新制度では第1号の強制または任意となりますので、対象となる人には今月中旬に郵送する納付案内書に、

▼第2号被保険者

自動的に第2号となるため届け出は不要です。

▼第3号被保険者

厚生年金加入者や共済組合員の被扶養配偶者（扶養家族に認定されている妻または夫）で、二十歳以上六十歳未満の人は届け出が必要です。

旧制度で任意加入中の人は、三月末日が届出期限でしたが、またの人は注意、届け出てください。

旧制度で任意加入していなかった人は、夫が厚生年金の場合は四月以降に、夫が共済組合の場合は五月一日までに届け出てください。

なお、新制度で第3号となるべき人が、従来より強制加入の資格で加入している場合もあるかもしれませんので、年金手帳でよく確めてください。

届け出先は、いずれも市役所国民年金係です。なお、地方公務員等共済組合員の妻は、共済組合が手続きを代行しますので、妻本人の届け出は不要です。

今後の届け出事項

新制度による国民年金の加入種別が三つあり、保険料の納付方法も異なるため、今後、就職や退職などに伴い、本人・妻の種別が変更する場合が生じます。そのつど、届け出を確実にしないと、将来年金を受けることが出来なくなったり、払わなくてもよい保険料を払うようなことになりかねません。十分に注意ください。

住所、氏名などに変更のあった場合も、第2号の人は勤務先へ、第1号、第3号の人は市役所の国民年金係へ届け出が必要です。

老齢基礎 年金は65歳から

国民年金の給付

老齢基礎年金の資格期間

老齢基礎年金は、二十五年（三百月）以上の資格期間を満たした人が、六十五歳から受給します。

資格期間では次のものがあります。

①国民年金に加入し、保険料を納めた期間（新制度下での第1号被保険者期間の内、20歳以上60歳未満の間、第3号被保険者期間を含む）

②昭和三十六年四月以降、六十一年三月までの厚生年金

表2　厚生年金保険の被保険者期間・共済組合員期間のある30歳以上の人の特例

施行日の年齢	生年月日	期間(注)
34歳以上	昭和27年4月1日以前	20年
33歳	昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	21年
32歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	22年
31歳	昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	23年
30歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	24年

（注）厚生(船員)年金・共済組合員期間

表3　56歳以上の人の特例

施行日の年齢	生年月日	期間
59歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21年
58歳	昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	22年
57歳	昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	23年
56歳	昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	24年
55歳以下	昭和5年4月2日～	25年

表4　加入可能年数表

生年月日	昭和61年4月1日の年齢	老齢基礎年金受給資格期間	国民年金への加入可能年数
昭2．4．1以前	59歳	21年	25年
昭3．4．1以前	58	22	26
昭4．4．1以前	57	23	27
昭5．4．1以前	56	24	28
昭6．4．1以前	55	25	29
昭7．4．1以前	54	25	30
昭8．4．1以前	53	25	31
昭9．4．1以前	52	25	32
昭10．4．1以前	51	25	33
昭11．4．1以前	50	25	34
昭12．4．1以前	49	25	35
昭13．4．1以前	48	25	36
昭14．4．1以前	47	25	37
昭15．4．1以前	46	25	38
昭16．4．1以前	45	25	39
昭16．4．2以後	44以下	25	40

受給資格期間の短縮

①昭和三十一年四月一日以前に生まれた人は、厚生年金、共済組合員期間だけで表2の期間があれば、老齢厚生（退職共済）年金の外に老齢基礎年金が支給されます。

②昭和五年四月一日以前に生まれた人は、表3の短縮期間で老齢基礎年金が支給されます。

年金受給額

老齢基礎年金の額は、加入可能年数（昭和36年4月以降で、20歳以上60歳未満の間の年数）の全てについて納付した人に対して年六十万円（59年度価格）が支給されます。

「保険料納付月数」には、前記受給資格期間の内、①と②（20歳以上60歳未満の間）が含まれます。

六十歳以上の任意加入

保険料納付月数が少ないために、資格期間が足りない人や年金額が低い人は、六十歳以後も任意加入して、資格期間を増やし、年金額を高くすることが出来ます。

表5　振替加算額

生年月日		施行日の年齢	振替加算額（月額）
大正15年4月2日～昭和2年4月1日		59歳	15,000円
昭和2年4月2日～	3年4月1日	58	14,592
3年4月2日～	4年4月1日	57	14,208
4年4月2日～	5年4月1日	56	13,800
5年4月2日～	6年4月1日	55	13,392
6年4月2日～	7年4月1日	54	13,008
7年4月2日～	8年4月1日	53	12,600
8年4月2日～	9年4月1日	52	12,192
9年4月2日～	10年4月1日	51	11,808
10年4月2日～	11年4月1日	50	11,400
11年4月2日～	12年4月1日	49	10,992
12年4月2日～	13年4月1日	48	10,608
13年4月2日～	14年4月1日	47	10,200
14年4月2日～	15年4月1日	46	9,792
15年4月2日～	16年4月1日	45	9,408
16年4月2日～	17年4月1日	44	9,000
17年4月2日～	18年4月1日	43	8,592
18年4月2日～	19年4月1日	42	8,208
19年4月2日～	20年4月1日	41	7,800
20年4月2日～	21年4月1日	40	7,392
21年4月2日～	22年4月1日	39	7,008
22年4月2日～	23年4月1日	38	6,600
23年4月2日～	24年4月1日	37	6,192
24年4月2日～	25年4月1日	36	5,808
25年4月2日～	26年4月1日	35	5,400
26年4月2日～	27年4月1日	34	4,992
27年4月2日～	28年4月1日	33	4,608
28年4月2日～	29年4月1日	32	4,200
29年4月2日～	30年4月1日	31	3,792
30年4月2日～	31年4月1日	30	3,408
31年4月2日～	32年4月1日	29	3,000
32年4月2日～	33年4月1日	28	2,592
33年4月2日～	34年4月1日	27	2,208
34年4月2日～	35年4月1日	26	1,800
35年4月2日～	36年4月1日	25	1,392
36年4月2日～	37年4月1日	24	1,008
37年4月2日～	38年4月1日	23	1,008
38年4月2日～	39年4月1日	22	1,008
39年4月2日～	40年4月1日	21	1,008
40年4月2日～	41年4月1日	20	1,008
41年4月2日～		19歳以下	な し

老齢厚生（退職共済）年金受給者の妻加算

老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が老齢厚生（退職共済）年金を受給出来る時、その人によって生計を維持している妻があれば、妻が六十五歳未満の間、加給年金（夫名義）が加算され、妻が六十五歳からは振替加算（妻名義）として支給されます。

繰り上げ・繰り下げ支給

老齢基礎年金は六十五歳支給が原則です。六十五歳以降に繰り下げて受けることが出来ますが、この場合、定められた増額率によって年金額が増額されます。また、六十歳から繰り上げて支給を受けることが出来ますが、定められた減額率によって年金額が減額されます。一度決まった支給率は生涯変わりません。

（表5）

サラリーマンの妻は手続きを

新制度発足に伴う届け出

新年金制度発足に伴う届け出は次の様になります。

アンケートと回答・届け出を兼ねた往復はがきを同封しますので、この返信はがきで届け出をしてください。

また、国民年金に加入していなかった人で、新制度で第1号被保険者となる人は、市役所窓口で加入手続きをしてください。

表6　国民年金の給付種別

年金の種類	給付資格	受けることが出来る場合
老齢基礎年金	1・2・3号被保険者	加入期間（資格期間）が25年以上ある人が、65歳になったときから支給されます。なお、昭和5年4月1日以前に生まれた人は、生年月日に応じて資格期間が21年～24年に短縮されます。 大正15年4月1日以前に生まれた人や、61年4月1日にすでに老齢年金を受けている人は、従来の年金が引き続き支給されます。 年金額60万円、月額5万円（59年度価格） ただし、保険料を納めた期間が、加入可能年数に不足する場合は、60万円から減額されます。 $60万円 \times \frac{保険料納付月数+保険料免除月数\times1/3}{加入可能年数\times12}$
障害基礎年金		20歳前の傷病も含めて、一定の障害が残ったとき
遺族基礎年金		加入者または受給資格を満たした人が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた子のある妻または子に支給。
寡婦年金	1号被保険者	老齢基礎年金の資格期間を満たしている夫が死亡したとき、10年以上つれ添った妻に、60歳から65歳までの間支給。
付加年金		付加保険料を納めた人に、老齢基礎年金に上乗せして支給。年金額は、200円×付加保険料納付月数。
死亡一時金		3年以上保険料を納めた人が年金を受けずに死亡したとき、その遺族が遺族基礎年金を受けることが出来ない場合に支給。 10万～20万円。
老齢福祉年金		明治44年4月1日以前に生まれた人に支給。ただし、所得制限があるため全額または一部が支給停止される場合があります。

小倉子ども人形劇団
団員を募集

小倉子ども人形劇団の団員を募集しています。

この劇団は、人形劇の台本作り、人形作り、上演活動を通して、子どもの自主性や創造性を高め、表現力を培うことを目的に活動しています。

▽活動内容…（例会）毎月第1・4火曜日、午後4時～5時半に練習。（出演）子ども手づくり文化祭、人形劇フェスティバル、人形劇の集いなどに出演。（レクリエーション）春・秋のハイキング、クリスマス会など。

▽会場…小倉公民館

▽対象…小学校3年生以上の児童と中学生

▽会費…月三百円

▽申し込み…小倉公民館（小倉町寺内91）へ直接。入団はいつからでも出来ます。（小倉公民館）

▲昨年の人形劇フェスティバルでの発表風景

お知らせ

和裁初級講座 受講者を募集

昭和六十一年度の和裁初級講座の受講者を募集します。

▼対象…和裁の経験がない人で、一年間続けて受講でき、将来和裁での内職を考えている人▼とき…4月23日から62年3月31日までの毎週水曜日、午前10時～午後3時▼募集人数…10人（多数の場合は抽選）▼申し込み・問い合わせ…4月15日(火)、午前10時から午後3時までに、宇治市内職センター（木幡南端48－15）へ。

母子家庭奨学金

京都府では、昭和六十一年度の母子家庭奨学金の申請を四月二十日から受け付けます。

▼対象…乳児から高校生まで。すでに京都府の他の奨学金を受けている人は除きます▼支給額（年額）…乳幼児＝六千円、小学生＝一万二千円、中学生＝二万四千円、高校生＝三万六千円▼申請…福祉課にある申請用紙で。新規の人は四月三十日、継続の人は五月三十一日までに福祉課へ。（福祉課）

西宇治高等学校 第1回定期演奏会

西宇治高等学校吹奏楽部が日ごろの練習の成果を発表します。ぜひご来場ください。

▼とき…4月12日(土)、午後5時半から▼ところ…宇治市文化会館小ホール▼出演…西宇治高校吹奏楽部とOB吹奏楽団▼曲目…ウィンランディア、サンチェスの子どもたちほか。入場無料。（社会教育課）

低所得者世帯 水道料金を軽減

低所得者世帯と生活保護世帯の水道料金の負担を軽減するために、低所得者用水道料金制度を設けています。

昭和六十一年度の認定基準は下表のとおりです。該当する世帯は、申請書に昭和六十年中の所得を証明する書類（源泉徴収票や各年金受給証書、または民生委員が証明する無職無収入証明書など）を添えて、水道部営業課へ提出してください。

なお、生活保護世帯の人は福祉事務所を通じて申請してください。（水道部営業課）

水道料金・低所得者用 認定基準額表

世帯構成人数	所得金額（年）
1人	629,980円
2人	914,400円
3人	1,251,800円
4人	1,391,800円
5人以上	1,391,800円に、4人を超える1人に付き347,950円を加算

軽自動車税

身体障害者に減免制度

軽自動車税は、四月一日現在の軽自動車等の所有者に課税される税金です。

四月二日以降に廃車や譲渡を行っても、六十一年度分は元の所有者にかかります。また、軽自動車税には、身体障害者などのための減免制度があります。減免は、次のいずれかに該当する場合に、一台に限り受けることが出来ます。

①その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのもの

②身体障害者、精神薄弱者、軽自動車等で、専ら身体障害者等のために運転するもの

③18歳未満の身体障害者または精神薄弱者と生計を一つにする人が所有するもの

減免申請手続きには次の書類が必要です。

▼減免申請書（③に該当する場合は、使用状況に関する事項の書類も必要。用紙はいずれも市民税課で）▼身体障害者手帳（戦傷者手帳、療育手帳でも可）▼運転免許証▼印鑑▼納付書

申請期限は納期限（四月三十日）までです。

なお、障害の程度によっては対象とならない場合があります。詳しくは、市民税課（☎23－1411）まで。（市民税課）

市政短信

市の行事予定や予防接種などの保健予防日程表などを掲載した、六十一年度版「市民カレンダー」もう皆さんのご家庭ではお役に立っているでしょうか。

町内（自治）会に未加入で、まだお手元にカレンダーの無いご家庭は、市役所広報課までお越しいただくか、電話（☎22－3141）でご連絡ください。

また、四月末日まで文化センター各館（折居台一丁目）や宇治公民館（宇治里尻七一－九）、木幡公民館（木幡内畑三四－七）、小倉公民館（小倉町寺内九一）にカレンダーを置いていますのでご利用ください。（広報課）

消費生活モニター決まる
各種調査などに活躍

このほど、六十一年度宇治市消費生活モニターとして活躍していただく二十五人の皆さんが決まりました。

▲合成洗剤と石けんの比較実験をする消費生活モニター

消費生活モニター制度は、消費者である市民の意見や要望、苦情などから消費生活の実態を正しくとらえて行政を進めるためのものです。

消費生活は、衣食住をはじめ、健康、契約など性別・年齢を問わず全ての生活分野にも及んでおり、私たちの暮らしとは切っても切れないもの。

消費生活モニターには、日常の買物、契約などで感じたことをそのたびに〝通信〟を送っていただいたり、アンケート調査、物価調査などで活躍していただきます。各種調査の時には、市民の皆さんもご理解とご協力をお願いします。

相談や学習の場利用を

消費生活相談 今月から毎週水曜開設

市では、商工観光課内に消費生活相談窓口を設け、苦情や問い合わせに応じています。従来は毎月四回でしたが、今月から毎週水曜日（祝日の場合は木曜日）に開設します。

この日は、専門の消費生活相談員が、商品や契約のトラブルなどの相談を受け付けます。また、商品の安全性や選び方などの商品情報も提供しています。

なお、訪問販売やクレジットカードによる割賦販売などで生じた消費生活のトラブルは、早急に対処しなければならないケースが多くあります。定例の相談日以外でも相談を受け付けています。トラブルが発生した時には、迷わずお越しください。

地域での学習会 担当職員を派遣

市では、市民の皆さんを対象に、いろいろな内容の消費生活講座を開催しています。

一人ひとりが正しい消費生活の知識を身に付け、賢い消費者として商品や情報・サービスを選択することが大切です。

今年度は、地域での学習会や懇談会などに、消費生活担当職員を派遣します。悪質な訪問販売の手口などの話や着色料実験など、消費生活の知識と話題の学習に、ぜひご利用ください。

◇

消費生活相談や職員派遣の学習会などのお問い合わせは、商工観光課消費生活係（☎22－3141）へ。（商工観光課）

昭和61年度 消費生活モニター（敬称略）

氏名	住所	電話番号
北村　桂子	木幡御園11－128	31－5268
長沢　博子	木幡北畠2－33	32－8333
原田　郁子	五ヶ庄官有地 京大宿舎332	31－5761
藤井久美子	莵道谷下り41－5	23－3015
藤田久美子	莵道田中44－12	22－0137
渡部　節子	明星町2丁目11－39	23－1480
田辺　淳子	宇治妙楽43	23－2658
山根　静江	宇治善法19－1	22－2055
菅沼美知子	槇島町中川原146　5－503	22－8084
大屋敷佳子	槇島町中川原146　5－202	23－8664
沼田　利子	宇治半白123 ユニ宇治小倉マンション108号	23－5727
土肥　佳恵	小倉町南堀池59－15	20－1422
佐藤　明美	小倉町蓮池100－9	20－1754
川合　絹代	小倉町西浦21－23	22－9184
飯田喜代子	小倉町西山5	22－7987
中江　孝子	伊勢田町遊田12－198	22－6304
浦井　和美	伊勢田町遊田12－204	23－0070
川勝　房子	伊勢田町中ノ田25	44－7572
斉藤　敏子	伊勢田町南山21-5 自衛隊官舎I-7	41－6873
浅田　孝子	羽拍子町57－2	44－1800
佐々木玲子	琵琶台３丁目3－13	22－3116
塚越美恵子	広野町小根尾138－205	23－0801
藤原トミエ	広野町小根尾113 待機宿舎北306	22－4576
山脇　恭子	広野町小根尾10－2	43－7823
岡　実子	広野町寺山98－28	41－7274

BILLY VAUGHN
ビリー・ヴォーン楽団
5月25日(日)
PM3:00開演
文化会館（大ホール）
チケット（全席指定）
S席 4,500円
A席 3,800円
B席 3,000円
・当日各500円増

NHK交響楽団
7月5日(土)
PM6:30開演
★ ★ ★
文化会館（大ホール）
チケット（全席指定）
A席 4,500円
B席 3,700円
C席 3,000円

電話予約も可。受け付けは文化センターのみ。予約申込日から4日以内に来館されるか、または現金書留が必要のこと。郵送をご希望の場合は、現金書留封筒に①チケット代金②返送料310円（現金または切手）③返信用封筒（住所・氏名・電話番号を記入）を同封してください。

●プレイガイド● 宇治市文化センター、宇治観光協会（観光案内所）、松下時計店（伊勢田センター前）、フィーリングショップあらき（近鉄大久保駅東）、小山瑞泉堂（西宇治高校正門西）、うさぎ堂（近鉄小倉駅前）、あたり屋（槇島、紫ヶ丘団地12筋）、貴業楽局（宇治小学校西）、ジンノ書店（京阪木幡駅西）、岩田書店（御蔵山商店街）、宇治書店（宇治橋通り商店街）、富士書房（近鉄大久津川駅前）、みつや書店（伏見、大手筋4番街）、高島屋京都店（四条河原町）、京都音協（河原町三条）

■お問合せは、宇治市文化センター ☎23－2111